一般乗合旅客自動車運送事業

(IC カード乗車券)

運 送 約 款

とさでん交通株式会社

平成 30 年 10 月 1 日

第１章

総則

（目　的）

第１条　この約款は、とさでん交通株式会社（以下、「当社」という。）が、株式会社　ですか の発行するＩＣカード等を媒体としたストアードフェアカード、定期券カード（以下、「ＩＣカード乗車券」という。）の利用者に提供するサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための利用条件を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　株式会社ですか　が発行するＩＣカード乗車券（以下、ストアードフェアカードを「ＩＣですかカード」、定期券カードを「ＩＣですかカード定期券」という。）による当社路線バスの路線に係る旅客の運送等については、この約款の定めるところによる。

２　この約款が改定された場合、以後のＩＣですかカード乗車券による旅客の運送等については、改定された約款の定めるところによる。

３　この約款に定めていない事項については、別に定めるものによる。

別に定めるものには、当社が定める一般乗合旅客自動車運送事業運送約款（平成 27 年 10 月１日実施）がある。

（用語の意義）

第３条　約款における主な用語の意義は、次の各号に揚げる通りとする。

（１）「当社路線」とは、当社の経営する乗合バス全路線（高速バスを除く）をいう。

（２）「ＳＦ（ストアードフェア)」とは、ＩＣですかカードに記録される金銭的価値で、専ら旅客運賃の支払いに充当するものをいい、その記録媒体としてＩＣチップ内蔵のカードがある。

（３）「ＩＣですかカード」とは、当社が発売するストアードフェアの機能を持つＩＣカード乗車券をいう。

（４）「ＩＣですかカード定期券」とは、券面に定期乗車券の表記を行ったものであって。定期乗車券とストアードフェアカードの機能を持つＩＣカード乗車券をいう。

（５）「乗車」とは、当社路線においてバス車両に乗車することをいう。

（６）「降車」とは、当社路線においてバス車両から降車することをいう。

（７）「リーダーライター（Ｒ／Ｗ)」とは、バス車内に設置した装置で、乗車処理をするために設置したもの（以下、「乗車Ｒ／Ｗ」という。）と降車処理をするために設置したもの（以下、「降車Ｒ／Ｗ」という。）がある。

（８）「チャージ」とは、ＩＣですかカードに入金してＳＦ金額を積み増しすることをいう。

（９）「デポジット」とは、返却することを条件にＩＣですかカードの利用権の代価として当社株式会社ですかに代わって収受するものをいう。

（ＩＣカード乗車券の種類）

第４条　当社で利用できるＩＣですかカードの種類は「別表１」に定めるものとする。

（契約の成立時期及び適用規定）

第５条　ＩＣカード乗車券による契約の成立時期は、ＩＣカード乗車券を購入した時とする。

２　個別の運送契約の成立時期は、バス車内の乗車Ｒ／Ｗで乗車処理をした時とする。

（約款等の変更）

第６条　この約款及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更することがある。

（旅客の同意）

第７条　旅客は、この約款及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

（取扱区間）

第８条　ＩＣカード乗車券の取扱区間は当社乗合バス全路線（高速バスは除く）とする。

（使用方法）

第９条　ＩＣカード乗車券を用いて乗車するときは、乗車Ｒ／Ｗで乗車処理を行い、降車するときは同一のＩＣカード乗車券により、降車Ｒ／Ｗで降車処理を行わなければならない。

２　前項の定めにかかわらず、ＩＣカード乗車券はＩＣですかカード取扱窓口で清算することができる。

（発売箇所）

第１０条　ＩＣですかカードの発売は、ＩＣですかカード取扱窓口で行う。

２　ＩＣですかカード定期券の発売は、ＩＣですかカード定期券取扱窓口で行う。

３　当社の都合により、前項で定めた発売箇所以外で発売することがある。

（制限事項等）

第１１条　１回の乗車につき、２枚以上のＩＣですかカードを同時に使用することはできない。

２　乗車時に使用したＩＣカード乗車券を降車時に使用しなかった場合は、当該ＩＣカード乗車券で再び乗車することはできない。

３　次の各号の１に該当する場合には、ＩＣカード乗車券は直接リーダーライターで使用することができない。

（１）　降車時にＳＦ残額が減額する運賃相当額に満たないとき。

（２）　ＩＣカード乗車券の破損、リーダーライターの故障等によりＩＣカード乗車券の内容の読み取りが不能となったとき。

４　当社が、「別表１」に定めるところにより発売する記名式ＩＣですかカードは、当該ＩＣですかカードの記名人以外が使用することはできない。ただし、記名式法人ＩＣカードについては、当該ＩＣですかカードを所持する者の使用に限る。

５　他の乗車券及び現金と併用して使用することはできない。

６　乗車券にＳＦ残額がない（０円）場合は、ＩＣですかカードを使用することができない。（ＩＣですかカード定期券の券面に表示された有効期間内で券面表示区間内から乗車する場合を除く。）

７　偽造、変造又は不正に作成されたＩＣカード乗車券を使用することはできない。

（制限又は停止）

第１２条　旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがある。

（１）　発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止。

（２）　乗車区間・乗車経路・乗降車方法若しくは乗車する路線等の制限。

２　前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨を関係施設等に掲示する。

３　本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負わない。

（ＩＣカードの所有権）

第１３条　ＩＣカード乗車券に使用するＩＣカードの所有権は発行元である株式会社ですかに帰属する。

２　ＩＣカード乗車券が不要となった時及びそのＩＣカード乗車券を使用する資格を失った時は、ＩＣカードを返却しなければならない。

３　当社の都合により、予告なく貸与したＩＣカードを交換することがある。

(デポジット)

第１４条　当社はＩＣカード乗車券を発売するにあたり、株式会社ですかが所有するＩＣカードを旅客に貸与するものとする。この場合、デポジットとしてＩＣカード１枚につき５００円を㈱ですかに代わって収受する。

２　前項にかかわらず、デポジットの額を変更する場合がある。

３　ＩＣカード乗車券を旅客が返却した時は、第１５条、第２６条、第２７条、第３９条及び第４０条に定める場合を除き、当社は発売時に収受したデポジットを返却する。

４　デポジットは旅客運賃等に充当する事はできない。

（ＩＣカード乗車券の失効）

第１５条　削除（平成 30 年 10 月１日）

(チャージ)

第１６条　旅客はＩＣカード乗車券に、バス車内（高速バスを除く）、自動チャージ機及びＩＣですかカード取扱い窓口でチャージすることができる。

２　ＩＣカード乗車券のチャージ額は、「別表２」に定めるものとする。

（ＳＦ残額の確認）

第１７条　旅客はＩＣカード乗車券のＳＦ残額をリーダーライター又はＩＣですかカード取扱い窓口で確認することができる。

（ＳＦ利用履歴の確認）

第１８条　旅客はＩＣカード乗車券の利用履歴をＩＣですかカード取扱い窓口にて、次の各号に定めるとおり確認することができる。

（１）　利用履歴は、最近の利用履歴から１０件までさかのぼって印字することができる。

（２）　利用履歴の印字内容は、ＳＦを使用した利用日、取扱種別、取扱箇所、利用額。残額とする。

（３）　正常に乗降処理がされていない場合は、利用履歴の確認はできない

第２章

ですかカード

（ＩＣですかカードの所有資格）

第１９条　各種ＩＣカードの所持資格は「別表３－１」に定めるものとする。

２　記名式ＩＣですかカードの購入に際しては、所定の申込書にＩＣですかカード種別、氏名、生年月日、住所等を記載し、提出しなければならない。

３　記名式ＩＣですかカードは、当社が認める場合を除いて個人で複数枚を購入することができない。ただし、当社が認める記名式法人カードについてはこの限りでない。

４　「別表３－１」の障害者大人用、障害者小児用及び障害者介護用のＩＣですかカードについては、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示しなければならない。

（発売額）

第２０条　ＩＣですかカードの発売額は、２，０００円（デポジット５００円を含む。）とする。

２　前項にかかわらず、発売額を変更することがある。

（更新期限）

第２１条　小人用、障害者大人用、障害者小児用、障害者介護用のＩＣですかカードには、カード利用の更新期限がある。

２　更新期限は「別表３－１」に定めるものとし、更新手続きは、ＩＣですかカード取扱い窓口において更新期限の１ヶ月前より受け付ける。

３　障害者大人用、障害者小児用及び障害者介護用のＩＣですかカードの更新手続きには、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示により本人確認が必要となる。

（運賃の減算）

第２２条　ＩＣですかカードを第９条の規定により使用する場合、降車時にＩＣですかカードのＳＦから次の各号のとおり当該乗車区間の運賃を減算する。

（１）　ＩＣですかカード大人用・・・・・・・・・・・　大人片道普通旅客運賃

（２）　ＩＣですかカード小児用・・・・・・・・・・・　小児片道普通旅客運賃

（３）　ＩＣですかカードナイスエイジ(６５歳～)用・・　大人片道普通旅客運賃

（４）　ＩＣですかカード障害者大人用・・・・・・大人片道普通旅客運賃の半額

（５）　ＩＣですかカード障害者小児用・・・・・・小児片道普通旅客運賃の半額

（６）　ＩＣですかカード障害者介護用・・・・・・大人片道普通旅客運賃の半額

（７）　ＩＣですかカード法人用・・・・・・・・・・・　大人片道普通旅客運賃

（一日フリー乗車券）

第２３条　ＩＣですかカードに利用において、次の各号に該当する場合に一日フリー乗車券の取扱いを適用し、ＳＦより減算する。

（１）　当社バス市内均一路線、県交北部交通バス市内均一路線を１日３回乗車した場合。

（２） 当該ＩＣですかカードが、ＩＣですかカード（大人用）、ＩＣですかカード（ナイスエイジ用）またはＩＣですかカード（小児用）の場合

２　前項第１号の利用に際して１乗車毎にＳＦから運賃を減算するが、３回目の運賃は一日フリー乗車券の券面額（大人５００円、小人２５０円）から１回目と２回目の運賃の合計額を差し引いた額をＳＦから減算する。

（乗継割引）

第２４条　ＩＣですかカード利用において、次の各号に該当する場合に乗継割引の取り扱いを適用し、ＳＦより減算する。

（１）別表４に定めるＩＣカード取扱事業者バス路線の、特定するエリア内で乗り継いだ場合。

（２）当該ＩＣですかカードが、ＩＣですかカード（大人用）、ＩＣですかカード（ナイスエイジ用）またはＩＣですかカード（小児用）の場合。

２　前項第１号の特定エリア内で乗り継いだ場合に、２乗車目以降は地方運輸局長へ届け出たところによりＳＦから減算する。

（効　力）

第２５条　第９条の規定により使用する場合のＩＣですかカードの効力は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）当該乗車区間において片道１回の乗車に限り有効なものとする。
また、ＩＣですかカード（大人用）またはＩＣですかカード（ナイスエイジ用）から大人の片道普通旅客運賃を減算することを承諾して使用する場合には、小人が使用することができる。

（２）「別表１」の各記名式ＩＣですかカードは、記名人のみが使用することができる。ただし、記名式法人カードはその所持人のみが使用できる。

（３）乗車Ｒ／Ｗ処理したＩＣですかカードは、当日に限り降車Ｒ／Ｗが正常に処理される。

（無効となる場合）

第２６条　ＩＣですかカードは、次の各号の１に該当する場合は、無効として回収する。この場合デポジットは返却しない。

（１）所持資格のない方が利用したとき。

（２）旅行開始後のＩＣですかカードを他人から譲り受けて使用した場合。

（３）その他不正乗車の手段として使用した場合。

２　偽造、変造または不正に作成されたＩＣですかカードを使用した場合は、前項の規定を準用する。

（不正使用未遂の場合の取り扱い方）

第２７条　偽造、変造または不正に作成されたＩＣですかカードを使用しようとした場合は、これを無効として回収する。

２　前項に規定するほか、ＩＣですかカードを不正乗車の手段として使用しようとした場

合は、これを無効として回収することがある。

3　前各号により無効として回収する場合は、デポジットを返却しない。

（不正使用等に対する旅客運賃・割増運賃の収受等）

第２８条　第２６条第１項の規定により、ＩＣですかカードを無効として回収した場合は、旅客の乗車停留所からの区間に対する片道普通旅客運賃と、その２倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

2　前項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、旅客の乗車停留所が判明しない場合は、そのバスの始発地から乗車したものとして計算する。

（紛失再発行）

第２９条　ＩＣですかカードは以下の場合、旅客が別に定める申込書をＩＣですかカード取扱い窓口に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失したＩＣですかカードの使用停止措置を行い、使用停止手続日を除く３日目以降に再発行を行う。

（１）申込書を提出するとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該ＩＣですかカードの記名人本人（法人カードについては法人の指名した者）であることを証明できること。

（２）記名人の氏名、生年月日等の情報が当社のシステムに登録されていること。

（３）再発行を行う前に、ＩＣですかカードに処理を行う全ての機器に対して当該ＩＣですかカードの使用停止措置が完了していること。

2　前項により再発行の取り扱いを行う場合は、再発行するＩＣですかカード１枚につき紛失再発行の手数料２００円とデポジット５００円を現金で収受する。

3　当該ＩＣですかカードの使用停止の申し込みを受けた後、これを取り消すことはできない。

4　第１項及び第２項の取扱いを行った後に、紛失したＩＣですかカードを発見した場合は、旅客はこれをＩＣですかカード取扱い窓口に差し出して、デポジットの返却の請求をすることができる。この場合、旅客が紛失したＩＣですかカードとともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人（法人カードについては法人の指名した者）であることを証明した時に限って返却の取扱いを行う。

（当社の免責事項）

第３０条　紛失したＩＣですかカードの使用停止措置が完了するまでの間に当該ＩＣですかカードの払い戻しやＳＦの使用等で生じた損害額については、当社はその責めを負わない。

（障害再発行）

第３１条　ＩＣですかカードの破損等によってＩＣですかカードの処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別に定める申込書をＩＣですかカード取扱い窓口に提出したときは、当該ＩＣですかカードのＳＦ残額と同額のＩＣですかカードの再発行の取扱いを行うことがある。ただし、裏

面に刻印されたカード番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いをしない。

（払い戻し）

第３２条　旅客は、ＩＣですかカードが不要となった場合は、これをＩＣですかカード取扱い窓口に差し出して、当該ＩＣですかカードのＳＦ残額の払い戻しを請求することができる。

この場合、所定の申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該ＩＣですかカードの記名人本人（法人カードについては法人の指名した者）であることを証明した（無記名式ＩＣですかカードはこの限りでない。）時に限って払い戻しを行い、デポジットを返却する。

この場合、手数料としてＩＣですかカード１枚につき２００円を収受する。

２　前項にかかわらず、ＩＣですかカードを所持する旅客が「別表３－１」で定める所持資格を失ったＩＣですかカードの払い戻しをする場合は、手数料を収受しない。

（運行中止の場合の取扱い方）

第３３条　乗車R／Wによる処理を受けた後、バス（高速バスを除く）が運行中止となった場合は、次の各号の１に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

（１）　発停留所までの無賃運送

この場合は、乗車区間の運賃は収受しない。また、無賃送還後、発停留所での降車処理時にはＩＣですかカードの発停留所情報の消去処理を行う。ただし、無賃送還中の途中停留所で下車した場合は、次号に定める取扱いを適用する。

（２）　発停留所に至る途中停留所までの無賃送還

この場合は、発停留所から途中停留所までの片道普通旅客運賃相当額を途中停留所においてＩＣですかカードのＳＦ残額から減算する。

（３）　不通区間の別途旅行

運行中止となった区間を旅客が当社路線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発停留所から旅行中止停留所までの片道普通旅客運賃相当額を旅行中止停留所においてＩＣですかカードのＳＦ残額から減算する。

２　当社が不通区間に対して振替輸送等他の輸送手段を講じた場合の取扱い方は別に定めるところによる。

第３章
ＩＣですかカード定期券

（ＩＣですかカード定期券の所持資格）

第３４条　各種ＩＣですかカード定期券の所持資格は「別表３－２」に定めるものとする。

２　ＩＣですかカード定期券の購入に際しては、所定の申込書に定期券の種別、利用区間、氏名、生年月日、住所等を記載し、提出しなければならない。

また、障害者割引の適用条件は「別表３－３」に定めるものとし、購入の際は身体障

害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示しなければならない。

３　ＩＣですかカード定期券の新規購入、継続購入は通用開始日の１４日前からとする。

（更新期限）

第３５条　小児用、障害者大人用、障害者小児用及び障害者介護用のＩＣですかカード定期券にはカード利用の更新期限がある。

２　更新期限は「別表３－２」」に定めるものとし、更新手続きは、ＩＣですかカード定期券取扱い窓口において更新期限の１ヶ月前より受け付ける。

３　障害者大人用、障害者小児用及び障害者介護用のＩＣですかカード定期券の更新手続きには、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示により本人確認が必要となる。

（運賃の減額等）

第３６条　ＩＣカード定期券の券面表示の有効期間内であって、券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途運賃として取扱い、別途乗車区間の普通旅客運賃相当額を収受する。

この場合、「小児定期券」にあっては小児片道普通旅客運賃を、「障害者大人用定期券」並びに「障害者介護用定期券」にあっては大人普通旅客運賃の半額を、「大人用定期券」にあっては大人片道普通旅客運賃を、「障害者小児用定期券」にあっては小児片道普通旅客運賃の半額を収受する。

２　券面表示区間を挟んで、券面表示区間外の停留所相互を乗車するときは、前後の券面表示区間外乗車運賃の合計額よりも通し運賃が安価となる場合は、通し運賃を収受する。

３　券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降に乗車する場合は、乗車区間の片道普通旅客運賃を収受する。この場合、「小児用定期券」にあっては小児片道普通旅客運賃を、「障害者大人用定期券」並びに「障害者介護用定期券」にあっては大人片道普通旅客運賃の半額を、「大人用定期券」にあっては大人片道普通旅客運賃を、「障害者小児用定期券」にあっては小児片道普通旅客運賃の半額を収受する。

４　前各号において、ＳＦ残額が減額しようとする運賃以上であるときはＳＦ残額から減算する。この場合、「小児用定期券」にあっては小児片道普通旅客運賃を、「障害者大人用定期券」並びに「障害者介護用定期券」にあっては大人片道普通旅客運賃の半額を、「大人用定期券」にあっては大人片道普通旅客運賃を、「障害者小児用定期券」にあっては小児片道普通旅客運賃の半額を収受する。

（再印字）

第３７条　ＩＣですかカード定期券は、その券面表示事項が不明となったときは使用することができない。

２　券面表示事項が不明となったＩＣですかカード定期券は、これをＩＣですかカード定期券取扱い窓口に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができる。

（効　力）

第３８条　ＩＣですかカード定期券は記名人のみが使用することができる。

２　第１６条の規定によりＳＦをチャージしたＩＣですかカード定期券にあっては、ＩＣですかカード定期券の券面表示区間外又は券面表示の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降であっても第２２条の規定を準用して乗車することができる。

（無効となる場合）

第３９条　ＩＣですかカード定期券は、次の各号の１に該当する場合は、無効として回収する。この場合デポジットは返却しない。

（１）　記名人以外の者が使用した場合。

（２）　券面表示事項が不明となったＩＣですかカード定期券を使用した場合。

（３）　使用資格・氏名・年齢・区間又は通学の事実を偽って購入したＩＣですかカード定期券を使用した場合。

（４）　券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合。

（５）　ＩＣですかカード定期券を所持する旅客が「別表３－２」で定める所持資格を失った後に当該ＩＣですかカード定期券を使用した場合。

（６）　その他不正乗車の手段として使用した場合。

２　偽造、変造又は不正に作成されたＩＣですかカード定期券を使用した場合は、前項の規定を準用する。

（不正使用未遂の場合の取扱方）

第４０条　偽造、変造又は不正に使作成されたＩＣですかカード定期券を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。

２　前項に規定するほか、ＩＣですかカード定期券を不正乗車の手段として使用しようとした場合は、これを無効として回収することがある。

３　前各項により無効として回収する場合は、デポジットを返却しない。

（不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の収受等）

第４１条　第３９条第１項の規定により、ＩＣですかカード定期券を無効として回収した場合は、第２８条及び一般乗合旅客自動車運送事業の標準運送約款第２７条により定められた旅客運賃・増運賃を収受する。

（紛失再発行）

第４２条　ＩＣですかカード定期券の記名人が当該ＩＣですかカード定期券を紛失した場合で、別に定める申込書をＩＣですかカード定期券取扱い窓口に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失したＩＣですかカード定期券（ＳＦ残額がある場合は当該ＳＦ残額を含む。）の使用停止措置を行い、使用停止手続き日を除く３日目以降に再発行を行う。

（１）　申込書を提出するとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該ＩＣですかカード定期券の記名人本人であること

を証明できること。

（２） 記名人の氏名、生年月日等の情報が当社のシステムに登録されていること。

（３） 再発行を行う前に、ＩＣですかカード定期券の処理を行う全ての機器に対して当該ＩＣですかカード定期券の使用停止措置が完了していること。

２　前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するＩＣですかカード定期券１枚につき紛失再発行の手数料５００円とデポジット５００円を現金で収受する。

３　当該ＩＣですかカード定期券の使用停止の申し込みを受けた後、これを取り消すことはできない。

４　第１項及び第２項の取扱いを行った後に、紛失したＩＣですかカード定期券を発見した場合は、旅客はこれをＩＣですかカード定期券取扱い窓口に差し出して、デポジットの返却を請求することができる。この場合、旅客が紛失したＩＣですかカード定期券とともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限って返却の取扱いを行う。

（当社の免責事項）

第４３条　紛失したＩＣですかカード定期券の使用停止措置が完了するまでの間に当該ＩＣですかカード定期券の払い戻しやＳＦの使用等で生じた損害額については、当社はその責めを負わない。

（障害再発行）

第４４条　ＩＣですかカード定期券の破損等によってＩＣですかカード定期券の処理を行う機器での取り扱いが不能となった場合、その原因が故意によるものと認められる場合を除き、旅客が別に定める申込書をＩＣですかカード定期券取扱い窓口に提出した時は、当該ＩＣですかカード定期券（ＳＦ残額がある場合は当該ＳＦを含む。）の再発行の取扱いを行うことがある。ただし、裏面に刻印されたカード番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いをしない。

（払い戻し）

第４５条　旅客は、ＩＣですかカード定期券が不要となった場合は、これをＩＣですかカード定期券取扱い窓口に差し出して、払い戻しを請求することができる。

この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ行程証明書等の提示により当該ＩＣですかカード定期券の記名人本人であることを証明した時に限って、次の各号により払い戻しを行う。

（１） 券面表示の有効期限開始前に払い戻しがあった場合には、既に払った定期旅客運賃を払い戻す。この場合、ＳＦの払い戻しを同時に請求することができる。

（２） 券面表示の有効期間後で有効期間中に払い戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払い戻す。この場合、ＳＦの払い戻しを同時に請求することができる。

（３） 前各号により取り扱う場合には、手数料としてＩＣですかカード定期券１枚につき５００円を収受する。

（４） 前各号の規定により払い戻しを行う場合には、デポジットを返却する。

２　ＳＦのみの払い戻しを請求することはできない。

３　前各号にかかわらず、ＩＣですかカード定期券を所持する旅客が「別表３－２」で定める所持資格を失ったＩＣですかカード定期券の払い戻しをする場合（同時にＳＦを請求する場合を含む。）は、手数料を収受しない。

（運行中止の場合の取扱方）

第４６条　券面表示が有効期間内のＩＣですかカード定期券を所持し、券面表示区間内を乗車する旅客が、乗車Ｒ／Ｗによる処理を受けた後、バスが運行中止となった場合は、一般乗合自動車運送事業の標準運送約款第４０条及び第４１条に定める定期乗車券の取扱いによるほか、ＳＦをチャージしたＩＣですかカード定期券を所持し券面表示区間外を乗車する場合又は券面表示の有効期間開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に乗車する場合は、第３３条の規定に準じて取り扱う。

２　当社が不通区間に対して振替輸送等他の輸送手段を講じた場合の取扱方は別に定めるところによる。

第４章

ＩＣカード乗車券の他の施設利用

（他の施設でのＩＣカード乗車券による利用の取扱方）

第４７条　第８条の規定にかかわらず、当社乗合バス路線（高速バス除く）以外で当社が別に定めたＩＣカード乗車券が利用できる他の施設（以下、「他の施設」という。）において、ＩＣカード乗車券による取扱いを行う。

（他の施設における取扱い範囲等）

第４８条　他の施設におけるＩＣカード乗車券による取扱いについては、当該施設の定めるところによる。

別表１（第４条）IC カード乗車券の種類

種　　類			対　　象
IC カードですか	大人用	記名式（※）	一般大人の方を対象とした SF カードの機能を持つ乗車券
		無記名式	
	小児用	記名式	一般小児の方を対象とした SF カードの機能を持つ乗車券
	障害者大人用	記名式	障害者大人の方を対象とした SF カードの機能を持つ乗車券
	障害者小児用	記名式	障害者小児の方を対象とした SF カードの機能を持つ乗車券
	障害者介護用	記名式	障害者介護人(大人)の方を対象とした SF カードの機能を持つ乗車券
	ナイスエイジ	記名式	６５歳以上の方を対象とした SF カードの機能を持つ乗車券
	法人用	記名式	法人を対象としたＳＦカードの機能を持つ乗車券
IC カードですか定期券	通勤定期	大人用	一般大人の方を対象とした SF カードの機能を持つ定期券
		障害者大人用	障害者大人の方を対象とした SF カードの機能を持つ定期券
		障害者介護用	障害者介護人(大人)の方を対象とした SF カードの機能を持つ定期券
		ナイスエイジ	６５歳以上の方を対象とした SF カードの機能を持つ定期券
	通学定期	大人用	通学を目的とする一般大人の方を対象とした SF カードの機能を持つ定期券
		小児用	通学を目的とする一般小児の方を対象とした SF カードの機能を持つ定期券
		障害者大人用	通学を目的とする障害者大人の方を対象とした SF カードの機能を持つ定期券
		障害者小児用	通学を目的とする障害者小児の方を対象とした SF カードの機能を持つ定期券
	学期定期	大人用	当社が認める学期毎の就学期間に通学を目的とする一般大人の方を対象とした SF カードの機能を持つ定期券
		小児用	当社が認める学期毎の就学期間に通学を目的とする一般小児の方を対象とした SF カードの機能を持つ定期券
		障害者大人用	当社が認める学期毎の就学期間に通学を目的とする障害者大人の方を対象とした SF カードの機能を持つ定期券
		障害者小児用	当社が認める学期毎の就学期間に通学を目的とする障害者小児の方を対象とした SF カードの機能を持つ定期券
	大口定期	大人用	当社が認める企業に通勤する一般大人の方を対象とした SF カードの機能を持つ定期券
		障害者大人用	当社が認める企業に通勤する障害者大人の方を対象とした SF カードの機能を持つ定期券
		障害者介護用	当社が認める企業に通勤する障害者介護人(大人)の方を対象とした SF カードの機能を持つ定期券

別表（2）

別表２（第 16 条）チャージ額

取扱窓口	１回あたりのチャージ額
IC ですかカード取扱い窓口	1,000 円単位でチャージすることができる。 ただし、1 枚あたりの SF 残高は 30,000 円を超えることはできない。
自動チャージ機	
バス車内	

別表（３－１）

別表３－１（第 19 条、第 21 条）IC ですかカードの所持資格

種　　類			所 持 資 格	更 新 期 限
IC ですかカード	大人用	記名式	中学生以上の方	なし
		無記名式	なし	なし
	小児用	記名式	小学生の方	12 歳の 4 月 1 日
	障害者大人用	記名式	中学生以上の方で、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方	発 売 日（更 新 日）から１ケ年
	障害者小児用	記名式	小学生の方で、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方	12 歳の 4 月 1 日
	障害者介護用	記名式	身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の介護人として同一区間を同乗される場合のその介護人の方	発 売 日（更 新 日）から１ケ年
	ナイスエイジ	記名式	６５歳以上の方	なし
	法人用	記名式	当社が認めた法人	なし

別表３－２（第 34 条、第 35 条）IC ですかカード定期券の所持資格

種類			所持資格	更新期限
IC ですかカード定期券	通勤定期	大人用	なし	なし
		障害者大人用	中学生以上の方で、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方	発売日（更新日）から１ケ年
		障害者介護用	第１種身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方方の介護者として同一の期間・区間を同乗される介護者	発売日（更新日）から１ケ年
		ナイスエイジ用	65 歳以上の方	なし
	通学定期	大人用	学校教育法第１条に規定する学校・幼稚園及び児童福祉法第３９条及び当社の指定する教育施設に通学する中学生以上の方	なし
		小児用	ＩＣですかカード定期券の通学定期大人用の発売条件に該当する小学生の方	12 歳の４月１日
		障害者大人用	ＩＣですかカード定期券の通学定期大人用の発売条件に該当する中学生以上の方で、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方	発売日（更新日）から１ケ年
		障害者小児用	ＩＣですかカード定期券の通学定期大人用の発売条件に該当する小学生の方で、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方	12 歳の４月１日
IC ですかカード定期券	学期定期券	大人用	当社が認める学期毎の就学期間に利用され、かつ学校教育法第１条に規定する学校・幼稚園及び児童福祉法第３９条及び当社の指定する教育施設に通学する中学生以上の方	なし
		小児用	当社が認める学期毎の就学期間に利用され、かつＩＣですかカード定期券の通学定期大人用の発売条件に該当する小学生の方	12 歳の４月１日
		障害者大人用	当社が認める学期毎の就学期間に利用され、かつＩＣですかカード定期券の通学定期大人用の発売条件に該当する中学生以上の方で、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方	発売日（更新日）から１ケ年
		障害者小児用	当社が認める学期毎の就学期間に利用され、かつＩＣですかカード定期券の通学定期大人用の発売条件に該当する小学生の方で、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方	12 歳の４月１日
	大口定期	大人用	当社が認める企業に通勤されている方	なし
		障害者大人用	当社が認める企業に通勤されている方で、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方	発売日（更新日）から１ケ年
		障害者介護用	当社が認める企業に通勤されている方で、第１種身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の介護者として同一の期間・区間を同乗される介護者	発売日（更新日）から１ケ年

別表（３－３）

別表３－３（第 34 条）障害者等の割引適用条件

種類		対象者		割引率	備考
IC ですかカード定期券	通勤定期 大口定期	第 1 種身体障害者	大人	大人通勤定期の 3 割引	
			介護者	大人通勤定期の 3 割引	障害者同伴のみ発行
		第 2 種身体障害者	大人	大人通勤定期の 3 割引	
			介護者	なし（大人通勤定期）	
		第 1 種知的障害者	大人	大人通勤定期の 3 割引	
			介護者	大人通勤定期の 3 割引	障害者同伴のみ発行
		第 2 種知的障害者	大人	大人通勤定期の 3 割引	
			介護者	なし（大人通勤定期）	
		1 級精神障害者	大人	大人通勤定期の 3 割引	
			介護者	大人通勤定期の 3 割引	障害者同伴のみ発行
		2.3 級精神障害者	大人	大人通勤定期の 3 割引	
			介護者	なし（大人通勤定期）	
	通学定期 学期定期	第 1 種身体障害者	大人	大人通勤定期の 3 割引	
			小児	なし（小児通学定期）	
			介護者	大人通勤定期の 3 割引	障害者同伴のみ発行
		第 2 種身体障害者	大人	大人通勤定期の 3 割引	
			小児	なし（小児通学定期）	
			介護者	なし（大人通勤定期）	
		第 1 種知的障害者	大人	大人通勤定期の 3 割引	
			小児	なし（小児通学定期）	
			介護者	大人通勤定期の 3 割引	障害者同伴のみ発行
		第 2 種知的障害者	大人	大人通勤定期の 3 割引	
			小児	なし（小児通学定期）	
			介護者	なし（大人通勤定期	
		1 級精神障害者	大人	大人通勤定期の 3 割引	
			小児	なし（小児通学定期）	
			介護者	大人通勤定期の 3 割引	障害者同伴のみ発行
		2.3 級精神障害者	大人	大人通勤定期の 3 割引	
			小児	なし（小児通学定期）	
			介護者	なし（大人通勤定期	

別表（４）

別表４　カード取扱事業者

１）とさでん交通株式会社
２）株式会社県交北部交通
３）高知東部交通株式会社
４）高知高陵交通株式会社

５）高知西南交通株式会社
６）ジェイアール四国バス株式会社
７）株式会社高知駅前観光
８）株式会社四万十交通
９）いの町
１０）土佐市観光有限会社